

返戻金規程

返戻金制度に関する事項

紹介により就職した紹介者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、支払われた紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

- | | |
|-------------------------------|------|
| ① 入社前辞退 | 100% |
| ② 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| ③ 入社後1ヶ月を超えて2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| ④ 入社後2ヶ月を超えて3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 20% |

返戻金規程は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。